

仮想空間を活用した新たな出会いの場創出モデル事業企画運営業務委託に関する質問及び回答

番号	実施要領等 (項目番号)	質問内容	回答
1	業務仕様書 5項(2) ③	その他の留意事項で「えひめ結婚支援センターへの登録を促すこと」とあるが、対象は全参加者か。	原則全参加者とするが、対象を限定することで、より効果的に促すことが可能な場合は提案を妨げるものではありません。
2	業務仕様書 5項(3)	「イベントの参加費は原則参加者から徴収する」とありますが、この場合旅行業法の「旅行業」に該当するため、旅行業登録をしている事業者での実施が必須条件となるか。	業務仕様書にある「原則、参加者の飲食代、体験料や個人の交通費は参加者負担として委託料に含めず、参加者から参加費として徴収すること。」は、イベントの内容等に応じて、飲食代や体験料、イベント会場に来場するための個人の交通費が生じる場合に、これらの個人負担経費を委託料に含めないこと、に言及するものです。個人負担経費を委託料に含む含めないに関わらず、「旅行業」にあたる行為を含む企画提案を行う場合は、旅行業登録をしている事業者で実施できる体制を整えてください。